

(様式第1)

条例・規則に基づく申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間表

設定年月日	令和2年2月6日	設定変更年月日	年 月 日	整理番号	港1
課・係名	河川港湾課 河川港湾係				
条例・規則名 根拠条項	鹿児島市港湾管理条例第6条第1項 鹿児島市港湾管理条例施行規則第4条				
許認可等の種類	港湾施設の使用許可				
処分権者	市長				
審査基準	別紙のとおり				
標準処理期間	20日				
軽油機関等 その他					

(別紙)

●港湾施設の使用許可

関係法令の定め	審査基準
<p>○鹿児島市港湾管理条例 (港湾施設の使用許可)</p> <p>第6条 <u>港湾施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</u> <u>許可を受けた者が、その許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>2 市長は、前項の許可をするに当たり、必要な条件を付することができる。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>鹿児島市港湾管理条例施行規則 (許可の表示)</p><p>第3条 港湾施設(水域施設を除く。)の使用許可(電柱、線管類及びガス管、水道管その他の埋設物に係るものを除く。)を受けた者は、その見やすい場所に使用者の住所及び氏名、許可期間等を記載した標札(様式第1)を掲示しなければならない。</p><p>(許可の申請)</p><p>第4条 条例第6条第1項の規定による許可を受けようとする者は、係留施設使用許可(変更)申請書(様式第2)又は港湾施設(一般・占用)使用許可(変更)申請書(様式第3)を市長に提出しなければならない。</p></div> <p>(港湾施設使用上の規制)</p> <p>第4条 <u>市長は、港湾施設の保全又は機能の確保のため必要があると認めるときは、その港湾施設の使用を禁止し、又は制限することができる。</u></p> <p>2 桜島港長谷地区の係留施設に係留しようとする船舶(総トン数20トンを超えるものに限る。)の接岸速度は、毎秒0.28メートル以下でなければならない。</p>	<p>港湾施設の使用許可にあたっては、鹿児島市港湾管理条例(以下「条例」という。)等の関係法令及び次に掲げる要件をすべて満たすこと。</p> <p>1 港湾施設の保全又は機能確保のため、次の各号に該当しないこと。</p> <p>(1) 水域施設の排他的、継続的使用</p> <ul style="list-style-type: none">・水域施設は、船舶の航行の用に供される施設であり、一般の用に供すべきものであるため、特定の者に排他的、継続的に利用させることは認めない条例第4条の使用を制限する施設である。 <p>(2) 外郭施設の使用</p> <ul style="list-style-type: none">・外郭施設は、港湾を外界から保護するものであり、安全対策上、条例第4条の使用を禁止する施設である。 <p>(3) 係留施設(鹿児島市地域防災計画に避難施設として位置付ける避難港における施設)の基準外船舶の使用</p> <ul style="list-style-type: none">・避難港は、桜島が爆発した際に住民等が島外に脱出するための避難施設であり、救助にあたる船舶の規模等を踏まえ整備しており、同港の係留施設は、安全かつ適切な利用上、条例第4条の使用を制限する施設である。 <p>2 条例第6条に基づく申請が重複した場合は、鹿児島市港湾管理条例施行規則(以下「規則」という。)第4条に基づく申請書を受け付けた順に許可する。</p>

関係法令の定め	審査基準
<p>(行為の禁止等)</p> <p>第3条 <u>何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第5号から第9号までに掲げる行為について市長の許可を受けた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) 港湾区域内又は港湾施設内において、いかだ、竹木等を放置し、又は船舶の航行に支障のある行為若しくは支障を及ぼすおそれのある行為をすること。</p> <p>(2) 係留施設において、その保全上支障を及ぼす程度に貨物を積み上げ、又はみだりに貨物、畜類若しくは車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両をいう。）を停滞させること。</p> <p>(3) 港湾区域内又は港湾施設内において、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。第8号において同じ。）その他公衆衛生上有害と認められるものを投棄し、又は放置すること。</p> <p>(4) 前3号のほか、港湾施設を損傷し、若しくは損傷するおそれのある行為又は港湾施設の機能を妨げる行為をすること。</p> <p>(5) 爆発物その他の危険物を荷役するために、係留施設を使用し、又は係留施設にこれらの物件を積載した船舶を係留すること。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>鹿児島市港湾管理条例施行規則 (危険物の表示)</p> <p>第2条 条例第3条第5号の爆発物その他の危険物（以下「危険物」という。）を荷役し、又は危険物を積載した船舶を係留するときは、荷役中の物件又は係留してある船舶の積載物が危険物であることを示す赤色の立札等で表示しなければならない。</p> </div> <p>(6) 係留施設に直接又は近接して船舶の係留に支障のあるものを係留すること。</p> <p>(7) 係留施設以外の箇所に船舶を係留すること。</p> <p>(8) 係留施設において、廃棄物その他公衆衛生上有害と認められるものを荷役すること。</p> <p>(9) 港湾施設内において、人寄せをし、又は物品を販売すること。</p>	<p>【補足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1の(3)における避難港とは、桜島が爆発した際に住民等が島外に脱出するための避難施設であり、救助にあたる船舶を踏まえ整備しており、安全かつ適切な利用のため、港湾施設技術基準の静穏度など、施設の規模や能力に応じた船舶に限ることとする。 ・ 地域防災計画において、宇土港及び塩屋ヶ元港は、県水難救済会鹿児島市救難所船舶(小型船)、これ以外の港は、桜島フェリー(中大型船)が救難船舶として規定されている。 (H30.3資料編 p617) ・ なお、行政連絡船は、本市(桜島総務市民課)が桜島と新島間の市民の交通の利便及び市行政の円滑な遂行を図るため運航する小型船であるが、地域防災計画に避難港の浦之前港の利用が位置付けられているため、気象条件等を踏まえた運航とすること等の条件を付して同港への係留を許可できるものとする。 ・ 小型船とは500GT級未満、超大型船とは50,000GT级以上、中大型船とは小型船及び超大型船以外の船舶である。(港湾施設技術基準 p.907) ・ 係留施設を使用しようとする者は、規則第4条に規定する様式第2により申請すること。申請にあたっては、通年で使用を許可している地元漁協等と協議する必要がある。 ・ 港湾施設のうち係留施設以外の施設を使用しようとする者は、規則第4条に規定する様式第3により申請すること。申請にあたっては、工作物の設置を伴う場合は「占用使用」、伴わない場合は「一般使用」となる。

関係法令の定め	審査基準
<p>(許可の取消し等)</p> <p>第 12 条 次の各号の一に該当するときは、市長は、その使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は使用場所の変更、施設物の撤去その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく市長の命令に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者が、虚偽又は不正の手段により許可を受けたとき。</p> <p>(3) 法第 2 条第 7 項に規定する港湾工事のため必要があるとき。</p> <p>(4) 公益上又は管理上市長が必要と認めたとき。</p> <p>2 前項の規定により、市長が使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用場所の変更、施設物の撤去その他必要な措置を命じた場合において、使用者に損害が生じても、本市は、その賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>(原状回復等)</p> <p>第 13 条 使用者は、港湾施設の使用を終わったとき、又はその許可を取り消されたときは、自己の負担において、直ちに原状に回復し、市長の検査を受けなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>第 14 条 使用者若しくはその代理人又はこれらの使用人の責めに帰すべき理由により、港湾施設を滅失し、又はき損したときは、使用者は直ちに原状に回復し、市長の検査を受けなければならない。ただし、市長が定める損害額を賠償したときは、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「係留」の定義については、条例等に明記されていないが、鹿児島県港湾管理条例において、係留施設の使用料が「係留時間 2 時間未満のとき総トン数 1 トンにつき 1 円 89 銭」「2 時間以上のとき 24 時間まで 2 円 78 銭」等と規定されていることから、接岸すれば係留と解釈する。 ・条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する「港湾区域」における工事等の許可は、港湾法第 37 条に基づき、港湾管理者の許可を受ける必要がある。